

# 公 告

平成27年7月29日  
独立行政法人農林漁業信用基金

下記の業務を行う者を公募します。公募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募ください。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名：確定拠出年金事務委託業務
- (2) 業務内容：「仕様書」による。

## 2. 参加資格

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第88条第1項に規定する確定拠出年金運営管理業の実施について、主務大臣の登録を受けている者であって、次の①、②及び③に該当しない者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ③ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者に該当すると認められる者

## 3. 業務委託者の選定方法

別途交付する「応募要領」に基づき、資格があると認められた者から提出された企画書について審査を行い、候補者を1者選定する。

## 4. 契約関係書類の交付及び企画競争参加申込書・企画書の提出

本件業務に応募を希望する者は、応募要領に従い、以下のとおり契約関係書類の交付を受け、企画競争参加申込書及び企画書を提出すること。

- (1) 契約関係書類の交付期限 平成27年8月12日（水）まで
- (2) 企画競争参加申込書、企画書の提出期限 平成27年8月12日（水）まで  
なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する。
- (3) 提出方法は原則として提出場所に持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

## 5. その他

本公告に記載なき事項は、応募要領によるものとし、必要に応じ、「6. 応募・照会等窓口」に照会すること。

## 6. 応募・照会等窓口

〒 101-8506

東京都千代田区内神田1丁目1番12号（コープビル5階）

独立行政法人農林漁業信用基金 総務部人事課（担当：川村、内田）

TEL：03-3294-4491

FAX：03-3294-3140

## 7. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご承知願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供当の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご承知願います。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は

課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や高熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分の

いずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以 上